

畜産第42号

平成30年4月6日

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

家畜防疫対策要綱の一部改正について

今般、平成30年4月2日付け29消安第6794号により、家畜防疫対策要綱が別添のとおり改正された旨通知がありましたのでお知らせします。

連絡先

生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ主査(防疫)

電話:011-204-5441(ダイヤルイン)

電話:011-231-4111(内線27-783)

E-mail : hiramatsu.miyuko@pref.hokkaido.lg.jp

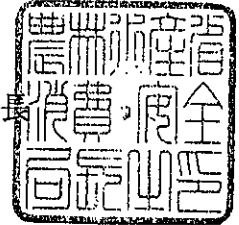
(別記) 送付先

北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道チクレン農業協同組合連合会
北海道ホルスタイン農業協同組合
北海道農業共済組合連合会
全国農業協同組合連合会 札幌畜産生産事業所
北海道家畜商業協同組合連合会
一般社団法人 ジェネティクス北海道
一般社団法人 北海道酪農畜産協会
公益社団法人 北海道獣医師会
公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会
一般社団法人 北海道家畜人工授精師協会
公益社団法人 北海道畜産物価格安定基金協会
一般社団法人 エゾシカ協会
北海道牛削蹄師会
地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場
地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部根釧農業試験場
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
一般社団法人 北海道配合飼料価格安定基金協会
北海道配合飼料卸商協議会
北海道養豚生産者協会
北海道指定種豚場協議会
北海道食肉センター運営連絡協議会
日本飼料工業会北海道支部
北海道動物器薬協会
株式会社 北海道畜産公社
株式会社 シムコ
プライフーズ株式会社北海道農場
イワタニ・ケンボロー株式会社札幌営業所
インターファーム株式会社 道南事業所
インターファーム株式会社 知床事業所
独立行政法人 家畜改良センター新冠牧場
独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場
農業大学校
北海道公共牧場会
酪農教育ファーム事務局 (ホクレン生乳共販課)
一般社団法人北海道乳業協会
学校法人八鉦学園
北海道養鶏会議
北海道食鳥生産推進協議会
日本オーストリッチ協議会
日本オーストリッチ事業協同組合
北海道合鴨水稻会

29消安第6794号
平成30年4月2日

北海道農政部長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜防疫対策要綱の一部改正について

日頃より、家畜防疫業務の実施に御尽力いただき、感謝申し上げます。

現在、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達。以下「要綱」という。）には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第5条1項の監視伝染病についての基本的な防疫対策の推進方向が示されているところです。

今般、家畜伝染病施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部が改正され、馬伝染性貧血について、法第5条1項の規定に基づく定期検査が廃止されること等を踏まえ、要綱について、別添のとおり改正しましたので、御了知の上、監視伝染病に対する防疫対策の的確な実施について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。